

会 議 録					
行田市教育委員会 令和5年第9回 8月定例会					
招集年月日	令和5年8月10日(木)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	8月10日(木)	午後 2時00分	教育長	渡辺 充
	閉会	8月10日(木)	午後 2時37分	教育長	渡辺 充
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山 高彦				
3	飯塚 千十世				
4	大澤 恵子				
5	大竹 洋平				
議 事 参 与 者			書 記		
教育部長	小池 義憲	書記長	長島 浩司		
教育部次長兼図書館長		書記次長	横田 嘉織		
兼視聴覚ライブラリー館長	増田 勉	書記	萩原 宏幸		
教育部次長					
兼教育指導課長	石崎 昌稔				
教育総務課長	長島 浩司				
学校給食センター所長	小林 誠				
生涯学習スポーツ課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	新井 大				
教育部副参事	近藤 隆洋				
教育部副参事	大野 三佳				
教育部副参事	岡部 将弘				
教育支援センター所長	田口 範幸				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案6件である。日程第1・議案第45号及び日程第3・議案第47号は、議会案件であること日程第4・議案第48号及び日程第5・議案第49号は議会案件に関連することから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 日程に先立ち、7月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 7月定例会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>	
	<p>議案第46号 行田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は行田市いじめ問題対策連絡協議会委員15名のうち5名の委員について、選出母体である機関および団体の人事異動および役員改選に伴い、新たに委嘱するものである。 新たに委嘱する委員のうち、堀越氏は校長会代表、野畠氏は行田警察署職員、中川氏は県立総合教育センター指導主事、岡田氏は熊谷児童相談所、倅田氏は行田市教育研究会生徒指導主任会部長のそれぞれ後任の方である。</p>	

		<p>任期は、前任者の残任期間として、令和6年8月17日までとする。</p> <p>任期途中における第1号委員、第4号委員、第8号委員の職場異動および第9号委員の役員改選に伴い、それぞれ後任の委員について委嘱するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 協議会は定期的にかかれるのか。それとも何か議題に挙げるべき事案が発生した際に開催するのか。</p> <p>教育指導課長 開催回数が指定されている訳ではないが、年2回程度開催し、委員の意見をいただき、本市のいじめ対策の推進に寄与いただいている。</p> <p>鹿山委員 何か問題が発生した際に開かれるわけではないのか。</p> <p>教育指導課長 そのとおりである。</p> <p>飯塚委員 今年度は開催したか。</p> <p>教育指導課長 まだ行われていない。2学期に1回、3学期に1回の開催を計画している。</p> <p>飯塚委員 資料について、選出区分や備考等細かく委員の情報が明記されており分かりやすくなったと思う。</p> <p>大澤委員 子供たちの現状として繋がりの希薄さからコミュニケーション</p>
--	--	---

	<p>議案第50号 行田市立図書館協議会委員 の委嘱について</p>	<p>ンをうまく図ることができない子どもが多く、不登校や引きこもり、いじめ等が増加している。引きこもりやいじめに悩む本人や家族が安心して相談できる環境や体制を整えてもらい、就学に繋げる取り組みをこれからも一層進めていただければと思う。</p> <p>教育指導課長 本市の相談機関には、まず、教育支援センターという中核となる相談機関があり、不登校の子の相談を行っている適応指導教室ウィズが配置されている。また、教育委員会以外に、家庭児童相談室と保健センターでもそういった悩み抱えた保護者の相談受付を行っている。横の連携も重視し、子供たちの健やかな成長を見守る取り組みを市とともに教育委員会も進めていきたいと考える。</p> <p>大竹委員 今年はまだ開催してないとのことだが、会議の開催は誰が招集するのか。</p> <p>教育指導課長 協議会会長と事務局である教育委員会主担当で協議し、協議会会長が会議の招集を行う。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>図書館長 本案は、現在、在任中の行田市立図書館協議会委員のうち、社会教育関係の区分で選出されている委員1名に対して、選出母体である公民館運営審議会から変更の申し出があったことから、新たに委嘱するものである。</p> <p>なお、任期については、前任者の残任期間である令和5年9月1日から令和6年6月30日までとする。</p> <p>教育長</p>
--	--	--

	<p>議案第45号 令和5年度一般会計教育費 補正予算について</p>	<p>何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 任期について、No,2の委員が他の委員と任期の終期が違うのはなぜか。</p> <p>図書館長 No,2の委員は選出母体における着任の関係で他の方と推薦された時期がずれていたためである。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、9月定例会市議会に補正予算を上程するため、教育委員会に諮るものである。 歳出については、10款教育費で3,375万5千円の増額である。 今回の補正予算は、当初予算計上後の事情変更に伴う追加措置に関するものである。 「4項1目社会教育総務費」は、令和5年4月1日付けで行われた人事異動に伴う給与高低差により、その所要額を追加措置するものである。 「2目文化財保護費」は、水城公園東側園地内にある旧忍町信用組合店舗について、現在管理運営を行っている団体との協定が令和5年9月21日をもって期間を満了することから、その後新たに活用を図るまでの期間として令和5年10月から12月までの3か月間、来訪者等が施設内の見学を行うことができるよう、会計年度任用職員を配置するための人件費を、また、旧荒井八郎商店事務所兼主屋・大広間棟・洋館の有効活用を図るにあたり、必要な施設整備を実施するための所要額を追加措置するものである。 「8目博物館費」は、文政6年三方領知替200年及び友好都市締結25周年を記念して、行田市産業文化会館を会場に、歴史に関するトークショーを開催するための所要額を追加措置</p>
--	---	--

	<p>議案第47号 行田市立教育支援センター 条例の一部を改正する条例 について</p> <p>議案第48号 行田市立教育支援センター 条例施行規則の一部を改正 する規則について</p> <p>議案第49号 行田市教育委員会事務局処 務規則の一部を改正する規 則について</p>	<p>するものである。</p> <p>「5項2目体育施設費」は、令和5年6月28日の落雷により、総合体育館の非常用放送設備の一部が損傷したことから、設備改修を行うための工事請負費を追加措置するものである。</p> <p>歳入については、19款 繰越金3,375万5千円は、補正財源として、前年度繰越金を措置するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 文化財保護費の中の建物改修工事、電気設備工事及び給排水設備工事についてはどのような工事か。</p> <p>文化財保護課長 建物改修工事については、建物内における3か所の雨漏り、雨どい、ガラスの修理を行うものである。</p> <p>電気設備工事及び給排水設備工事は施設内の電気及び水道において、旧所有者が所有している隣接施設からひいているため、新たに設置するものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育支援センター所長 まず、議案第47号について説明する。</p> <p>本案は教育支援センターが令和6年1月に旧星宮小学校へ移転することに伴う所要の改正を行うものである。</p> <p>第2条は、教育支援センターの名称及び位置について、従来の行田市立教育支援センターと行田市立教育支援センター下忍分室を統合して、位置を旧星宮小学校のある行田市大字上池守47番地とするものである。</p> <p>次に、改正前の第5条から第14条は施設の一般利用に係る規定であるが、この規定は下忍分室の屋内運動場の一般開放に関するものであることから、これらの規定を削除するものであ</p>
--	---	---

		<p>る。</p> <p>なお、学校再編成を協議する中で、旧星宮小学校の校庭と体育館については、引き続き地元の方々の利用に供することとしているところである。</p> <p>次に、改正後の第5条は、先ほどの改正前の第5条から第14条の削除に伴う条ずれの修正を行うものである。</p> <p>次に別表は、下忍分室屋内運動場の使用料を定めたものであることから削除するものである。</p> <p>附則について、第1項は、本条例の施行期日を令和6年1月1日とするものである。</p> <p>次に、第2項については、本条例の改正に伴い、行田市教育文化センター条例の第2条のうち、教育支援センターについて規定する第5号を削除するものである。</p> <p>続いて、議案第48号について、説明する。</p> <p>本規則は行田市立教育支援センター条例の委任を受けて施行に関し必要な事項を定める規則であり、本条例の改正に伴い所要の改正を行うものである。</p> <p>第1条は、条例の改正に伴い、条ずれの修正を行うものである。</p> <p>第3条第2項は、適応指導教室の室長に関する規定を整理するものである。</p> <p>第5条から第9条は、下忍分室の屋内運動場の一般開放に関するものであることから、これらの規定を削除するものである。</p> <p>次に、改正後の第5条は、先ほどの改正前の第5条から第9条の削除に伴う条ずれの修正を行うものである。</p> <p>16ページから18ページの各様式は下忍分室の一般開放に関するものであることから削除するものである。</p> <p>附則については、本規則の施行期日を令和6年1月1日とするものである。</p> <p>続いて、議案第49号について、説明する。</p> <p>本規則は教育支援センターの移転・統合に伴い、下忍分室が廃止となることから所要の改正を行うものである。</p> <p>第2条第2項表から教育支援センター下忍分室の規定を削るものである。</p> <p>附則については、本規則の施行期日を令和6年1月1日とするものである。</p>
--	--	---

		<p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 教育支援センターと下忍分室が統合されることにより、どのような利点があるか。</p> <p>教育支援センター所長 下忍分室の耐用年数の問題が解消されることや、教育支援センターの相談室が不足している問題が解消される。また、本所と分室が一体となって活動することで、情報の共有及び職員相互の連携がより一層図れることが考えられる。</p> <p>大澤委員 教育支援センターが移転することで通室を心配している児童生徒はいるのか。</p> <p>教育支援センター所長 通室については、数名が自転車で通室しているが、ほとんどが保護者の送迎であり、バスを利用している児童生徒はいない。自転車で通室している児童生徒も天候によっては保護者に送迎されて来るので、通室に関して大きな心配はないものと考えている。</p> <p>飯塚委員 旧星宮小は地元の方も利用するとのことだが、共同利用でよいか。</p> <p>教育支援センター所長 地元の活動は平日の夜間、休日なので、利用時間が重複することはない。</p> <p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---



そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和5年9月21日(木) 午後2時00分  
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員